

平成27年度 「学校いじめ防止基本方針」

七尾市立田鶴浜中学校

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある重大かつ深刻な人権問題である。

したがって、本校では、生徒一人ひとりの尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進することを目的に、地域・家庭その他の関係機関と連携しながら、いじめの防止、早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、田鶴浜中学校いじめ防止基本方針を策定する。

(いじめの定義)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響をあたえる行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

…いじめ防止対策推進法（平成25年）第二条一項による

(いじめの具体例)

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(留意点)

- ・個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。
- ・いじめには、多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。
- ・「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団など、当該生徒との何らかの人的関係を指す。
- ・けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。
- ・行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケース（例えば、インターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが、当該生徒がそのことを知らずにいるような場合など）についても、加害行為を行った生徒に対する指導等については、「法」の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。
- ・いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合において、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せず相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は行為を行った生徒に悪意がなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

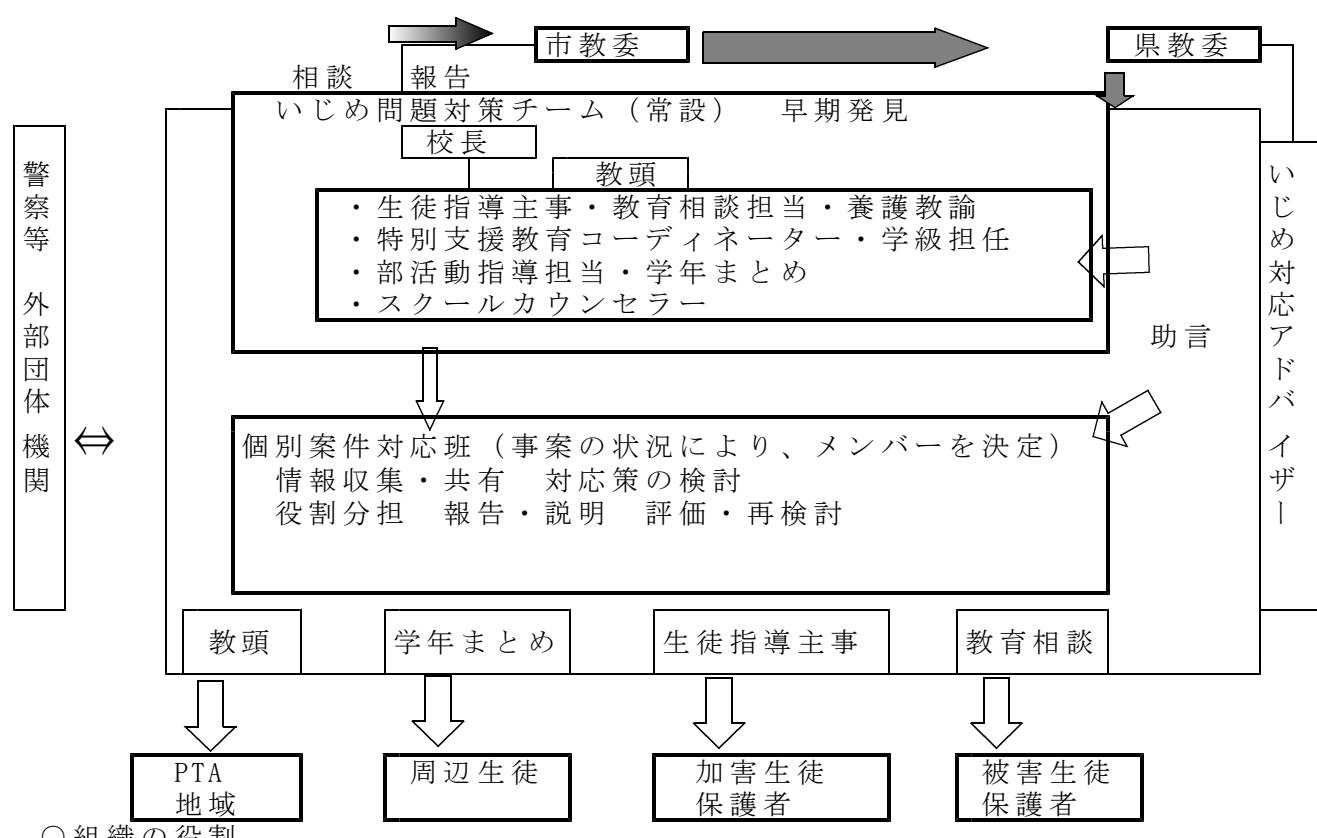
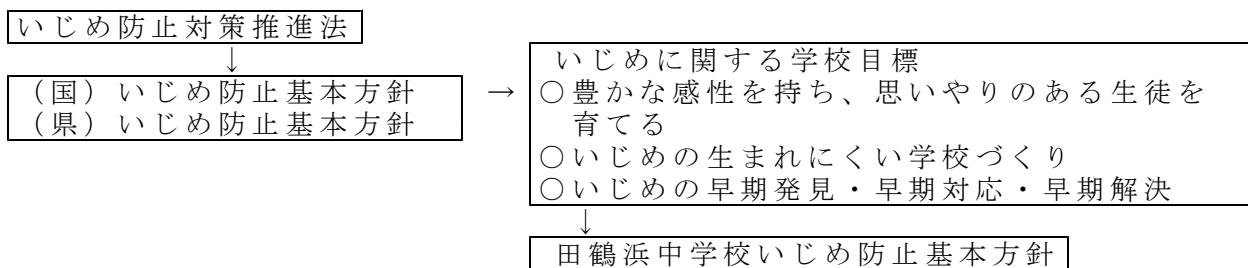
(平時からの基本姿勢)

- ・いじめは「どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」ものであることを、全教職員が十分認識する。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて生徒一人ひとりに徹底する。
- ・生徒一人ひとりを大切にする意識や、日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識する。

- いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識する。
- 定期的な調査だけでなく、必要に応じて、きめ細かな実態把握に努め、情報を全教職員で共有する。

2 いじめ防止等のための対策の基本となる事項

(1) 学校目標及び組織図



- いじめ問題対策チームを常設し、「いじめを見逃さない学校」づくりを推進する。
- 警察や児童相談所などの外部関係機関及び家庭や地域との連携を図り、「風通しのよい学校」づくりを推進する。
- 生徒の変化やいじめの兆候をいち早く察知するために、学級・学年間の情報を収集・共有し、迅速かつ適切な初期対応を行い、早期解決を図る。
- いじめ個別案件に対して組織的な対応を中心になって行う。
- 未然防止と早期発見・早期対応のための取組を組織的に実施する。
- 生徒、家庭に対していじめ防止基本方針の周知・啓発活動を実施する。
- 教職員に対してのいじめ防止に関する研修を行う。

○各担当の行動内容

担当	行動内容
学校長	学校内の統制と全体指揮、緊急事態の確認・判断、関係諸機関への説明責任、各担当への指導・助言
教頭	各関係機関及び各担当の窓口、各関係機関及び各担当等へのコーディネーター的役割、各担当への指導・助言
生徒指導主事	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集窓口、上司への報告等 ・学校生活における規範意識の向上推進→研究主任とも連携・協力し、体制を整える。・生徒指導「ふせんできづき」ファイル推進 ・個人カードの充実による情報収集・記録 ・ネットトラブルに関する啓発窓口 ・いじめに関する校内研修推進 ・教育相談部会との連携窓口 ・関係機関とのネットワーク構築窓口
教育相談担当	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導部会との連携窓口 ・教育相談体制・計画の整備と相談窓口の周知徹底 ・いじめアンケート調査、分析、対策案提示
教務主任	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒会担当と連携しいじめに関する全校集会開催 ・人権教育担当と連携し、いじめ及び人権啓発等講演会等を企画・運営 ・学級活動等における人間関係づくり、メディアリテラシー教育取組の働きかけ
研究主任 学力向上リーダー	<ul style="list-style-type: none"> ・わかる授業づくりを推進 ・自己存在感を与える、共感的な人間関係を育成し、自己決定の場を与える、自己の可能性を開発を援助する授業を推進 ・協同的な学びの推進 ・学習規律の確立（5つのルール・5つのマナー）…生徒指導主事とも連携・協力し、体制を整える。
特別支援教育コーディネーター	・特別支援教育の視点を踏まえた授業の推進
養護教諭	・全校生徒の健康状態や欠席・早退状況等を把握しながら、生徒のささいな変化を見逃さないように努める。気になることは報告する。
各学年まとめ	<ul style="list-style-type: none"> ・学級担任と連携をとりながら、生徒の動向の共通理解を図る。 ・居場所づくり・絆づくりを学年で推進する。
スクールカウンセラー	<ul style="list-style-type: none"> ・相談を希望する生徒及び保護者に対応し、悩みや心配等のカウンセリングを行う。 ・相談室だよりを通してカウンセリングや心の健康について啓発を行う。
生徒会担当	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒会・委員会活動を通して所属感、自己有用感を向上させる。 ・生徒集会や学校祭等を通して、生徒自らが「いじめ」について学び、自分たちの考えを表現・交流する場を設ける。全校で主体的に考えることを通して、「いじめ」に向かわない集団をつくる。
(その他) ・各学級担任 ・全教職員	<ul style="list-style-type: none"> ・「自己有用感」に裏付けられた「自尊感情」を育成し、生徒が居場所や絆を実感できるような共通実践を図る。 ・週振り返りシート、生活ノート、アンケート、教育相談や学級での様子から、いじめの早期発見に努める。 ・「ふせんできづき」ファイルにより、全生徒の情報収集と共通理解を図る。 ・授業等、学校生活においても観察等により、生徒のささいな変化にも気付くよう努める。 ・通信物、手紙、電話等の定期連絡、家庭（地域）訪問、保護者会等を通して保護者と情報を共有し、連携を進める。 ・毎月15日の「田鶴浜中学校人権の日」における人権学習において、いじめ問題をとりあげ、日常の学校生活への振り返りの機会とする。

(2) いじめ未然防止のための取組

- ①生徒の所属感、自己有用感を向上させる。
 - ・生徒会活動、委員会活動、学級活動、清掃、給食活動、部活動の活性化
 - ・体験学習の充実（福祉体験学習、職場体験学習、ボランティア活動の参加等）
 - ・ふれあい集会、人間関係づくりエクササイズ、あいさつ運動等
- ②生徒がいじめ問題を自分のこととして、主体的に取り組む活動を推進する。
 - ・絆集会、（学校祭で）人権劇
- ③人権教育、道徳教育、法教育、特別活動を通して人権、規範意識や集団のあり方等についての学習を深化させる。
 - ・学習規律の徹底（5つのルール・5つのマナー）
 - ・毎月15日の「田鶴浜中学校人権の日」における人権学習において、いじめ問題を取りあげ、日常の学校生活への振り返り
 - ・いじめ事象を反映した資料の活用による道徳の充実
 - ・いじめ防止に関する標語・ポスターの募集・掲示
 - ・外部講師を招いた法教育の実施
- ④自己存在感を与え、共感的な人間関係を育成し、自己決定の場を与え、自己の可能性の開発を援助する授業を構築する。
 - ・すべての生徒が参加できているか、授業場面で活躍できているかの視点でも研究授業を参観しあう。
- ⑤生徒及び保護者が学校生活での悩み・いじめに係わる相談ができるよう相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。
 - ・窓口は教育相談担当
 - ・養護教諭、スクールカウンセラーとの連携
 - ・保健室・相談室の利用に加え、外部相談機関（「24時間いじめ相談テレホン」（076-298-1699）等）の周知
- ⑥インターネットを通じて行われるいじめに対する対策を行う。
 - ・生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他の電子情報端末機器を通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるように、必要な啓発活動を行う。（外部講師による講演会、シラバス、生徒指導だより等）
- ⑦メディアリテラシー教育の充実
 - ・生徒の適切な判断力や行動力を育成する授業実践を行う。
- ⑧教職員研修を充実させ、いじめ防止等に関する職員の資質向上を図る。
 - ・教職員の言動が生徒を傷つけたり、他の生徒のいじめを助長したりすることがないような細心の配慮
 - ・研修会で各種調査結果をもとに検討・対策
 - ・ネットトラブルに関する指導力向上のための研修の充実
- ⑨常に危機感をもち、いじめ問題への取組を学期ごとに点検し、改善充実を図る。
- ⑩行政等の関係機関と定期的な情報交換を行い、恒常的な連携を深める。

(3) いじめの早期発見のための取組

- ①生徒の声に耳を傾ける。

いじめ・悩み調査（学期に1回）、教育相談、学級集団理解調査（年2回）、週振り返り実施、生活ノートの活用
- ②生徒の行動を注視する。

ふせんを使った「きづきファイル」で目撃情報等を共有
- ③教職員間で情報を共有化する（できるだけ情報を一元化する）。

生徒指導部会、学年部会、相談部会、生徒支援委員会を月1回開催する。
- ④保護者と情報を共有する。

通信物、手紙、電話等の定期連絡、家庭（地域）訪問、保護者会等
- ⑤行政等の関係機関と日常的に連携する（情報共有）。

(4) いじめに対する措置

- ①いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を速やかに止めさせる。
- ②いじめと疑わしき行為を発見した、あるいは相談や訴えがあった場合に、速やかに「いじめ問題対策チーム」で情報を共有する。
- ③「いじめ問題対策チーム」の方針の下、関係生徒から事情を聞くなど、いじめの有無の確認を行う。結果は加害・被害生徒及びそれぞれの保護者に連絡をするとともに、市教育委員会に報告する。必要に応じていじめ対応アドバイザーに助言を求める。
- ④いじめを受けた生徒、その保護者への支援を行う。
- ⑤いじめた生徒への指導を行うとともに、保護者に、より良い成長へ向けて学校の取組方針を伝え、協力を求める。
- ⑥「ネットいじめ」の対応に当たっては、その性質上、より速やかで適切な対応を行う。また、保護者や関係機関との連携を行う。
- ⑦犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、市教育委員会及び警察等と連携して対処する。

(5) 重大事態への対処

いじめにより、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたときや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められたときは、以下の対処を行う。

- ①重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- ②市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(6) 年間の取組についての検証方法

- ・学期に1度行う。
- ・「取組評価アンケート」(生徒対象)、「取組についてのチェック」(教職員対象)を7月(第1回)、12月(第2回)、3月(第3回)に実施する。
- ・集計は長期休業に入った直後に行う。
- ・集計後、いじめ問題対策チームの会議を開催する。
- ・いじめ問題対策チームの会議後、校内研修会を開催し、会議での話し合いの結果を全教職員に伝える。

<参考>主な外部相談機関

・オアシスライン	52-0783	月～金	13:00～16:00
・七尾市教育研究所	52-9110	月～金	9:00～16:00
・石川県七尾児童相談所	53-0811	月～金	8:30～17:45
・七尾市家庭児童相談室	53-8445	月～金	8:30～17:15
・24時間いじめ相談テレホン	076-298-1699	24時間受付	
・石川県こころの健康センター	076-238-5761	月～金	8:30～17:15
・いじめ110番 (県警少年サポートセンター)	0120-617-867	24時間受付	
・チャイルドラインいしかわ	0120-99-7777	月～土	16:00～21:00